

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2021年11月2日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 060-0005

住所 札幌市中央区北5条西23丁目
1-10-501

電話番号 011-641-9010

評価機関名 合同会社 m o c a l

認証番号 北海道 第20-004号

代表者氏名 代表社員 宇津野 朗子



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号			
	(1)	川本 裕子	福祉医療保健	第0031号			
	(2)	宮地 迪彦	総合	第0142号			
	(3)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号			
	(4)						
	(5)						
サービス種別	認定こども園						
事業所名称	旭川おおぞら認定こども園						
設置者名称	社会福祉法人 旭川養成会						
運営者（指定管理者）名称	同上						
評価実施期間（契約日から報告書提出日）	2020年7月22日	～	2021年10月8日				
利用者調査実施時期	2020年9月16日	～	2020年10月10日				
訪問調査日	2021年8月5日						
評価合議日	2021年8月27日						
評価結果報告日	2021年11月2日						
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし						
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。							

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

合同会社 mocal

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称:社会福祉法人 旭川養成会

代表者氏名:理事長 杉山 勝美

所在地:〒070-0027 旭川市東7条2丁目2番9-2号

TEL 0166-72-5511

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

◎大切にされている地域との交流

こども園行事の「おおぞらまつり」に、案内の看板を近所に設置して近隣の子どもたちを招き、「お遊戯会」では近隣の高齢者クラブの方々に楽しんでもらっている。さらに、高齢者施設を訪問しての交流がなされている。園開放事業「ひまわり」を定期的に開催して地域の子育て支援の拠点としての役割を果たしている。日常的に地域に開かれた行事を企画し、子育て支援事業に取組む積極的な姿勢は高く評価できる。

◎新型コロナウイルス禍等における行事・保育の工夫と見直し

令和3年3月にコロナ禍においての行事・保育の見直しが図られ、行事や保育の低減とならないよう新たな実践方法や配慮の元に継続計画を立て、子どもの最善の利益に資する教育・保育の提供に努めている。子どもの日力くらべ大会相撲はマスク着用もしくはクラスゲーム大会に振り替え力を競い、分散での2部制運動会など、他の多彩な季節行事や保育も時節に応じた計画がなされている。また、土曜日のお楽しみ会は子どもの人数が多い平日に移行し、体験学習としてプログラムされている。保育の中で理科的実験遊びを取り入れたり、ブルーや英語・体操教室なども適宜講師と連携して運動機能の発達や好奇心・探究心・思考力が培われるよう教育の充実に努めている。

◎保育バランス・児童文化財の魅力や意義を丁寧に扱った環境構成

デジタル化の中にあり、ともすると優れた児童文化財も遠退いてしまうのではないかと危惧する社会にあって、園では0歳児より児童文化財を安定的に楽しめるよう計画を構成し、お話を絵本や手遊び、紙芝居はもとよりペーパーサートやパネルシアターなども手作りして心温まる作品を取り上げている。子どもたちから「またやって」のリクエストが出るなど興味や関心を引き出しており、子ども自身が魅力を感じられるような保育が行われている。設定保育では1歳児から5歳児まで各クラス別に日々の活動が全体視できるディリー月間計画表を作成し、各クラスの保育構成や保育バランスは全体的な計画や月間指導計画等に則った実践となり、他クラスとの合流・合同保育、全体活動も行われ、教育プログラムの充実と共に発達をダイナミックに捉えた課程が窺える。養護の視点を重視した長時間保育の実施や手作り給食・おやつ、栄養士によるお話をなど食育の取組にも力を注いでいる。

◇改善を求められる点

◎職員個々に配慮した育成への取組

多くの保護者から選ばれる子ども園であるためには、質の高い教育・保育が求められる。一人ひとりの職員が、自らが果たしていく役割を知ることは全体の質の向上の一助になる。現行の前期後期に行われる自己評価や園長による個人面談が有機的に機能するように整理し、管理層の面接者と職員の間に双方性が保持され、一人ひとりの目標の設定、振り返り、見直し等の管理が確実になされる仕組みづくりが期待される。

◎標準的な実施方法の認識と組織機能の充実

保育士等が専門性を生かしながら子ども一人ひとりの発達や状況に応じて教育・保育の提供が行われているが、教育・保育の質の確保・向上に向けた取組は、ある一定の基準に達した時点で終わりでなく、日常の教育・保育の中で継続して行われるものと言われる。そのために組織の自己評価への取組から、職員同士の対話の場や機会の増加により協働性を高めて、園全体の標準的な実施方法の教育・保育の内容に関して全職員の認識を深められることにより組織の機能が尚一層充実することが期待される。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 令和 2 年 8 月 31 日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人 旭川養成会		
事業所名 (施設名)	旭川おおぞら認定こども園	事業種別	認定こども園
所在地	〒 078-8803 旭川市緑が丘東3条1丁目2番4号		
電話	0166-65-2912		
FAX	0166-65-2902		
E-mail	oozora-hoikuen@cameo.plala.or.jp		
URL	http://oozora-hoiku.jp/asahikawa/		
施設長氏名	大城 孝幸		
調査対応ご担当者	大城 孝幸 (所属、職名：旭川おおぞら認定こども園 園長)		
利用定員	69 名	開設年	昭和 57 年 4 月 1 日
理念・基本方針 : 子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」を第一に考え、次代を担う子どもが心豊かにたくましく生きる力を身に付け、また、保護者や地域の子育て力が高まるよう拠点施設としての役割を担う。幼児期における教育・保育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うためだけではなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとの認識のもと、満三歳以上の幼児に対する教育並びに保育を必要とする乳児及び幼児に対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるように適切な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的としている。			
施設・事業所の特徴的な取組 : 満三歳以上児を対象とした、専任講師による体操教室を月二回開催し、子どもの体力向上や体幹を鍛えている。また、年中・年長組を対象とした英語教室を月二回、外国人講師を含む専任講師による英語を楽しく教えてもらっている。毎週月曜日には「みんなで楽しく」と名付けて乳児から年長児までの全員で一緒に色々な遊びをしている。			
第三者評価の受審回数 (前回の受審時期) 0 回 (平成 年度)			
開所時間 (通所施設のみ)	午前7時から午後6時、延長保育は午後7時まで		

【当該事業に併設して行っている事業】

(例) ○○事業 (定員○名)

【利用者の状況に関する事項】（令和 2年 4月 1日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18~20歳未満	20~25歳未満	25~30歳未満	30~35歳未満	35~40歳未満
名	名	名	名	名	名
40~45歳未満	45~50歳未満	50~55歳未満	55~60歳未満	60~65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65~70歳未満	70~75歳未満	75~80歳未満	80~85歳未満	85~90歳未満
名	名	名	名	名	名
90~95歳未満	95~100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1~6歳未満	6~7歳未満	7~8歳未満	8~9歳未満	9~10歳未満
名	名	名	名	名	名
10~11歳未満	11~12歳未満	12~13歳未満	13~14歳未満	14~15歳未満	15~16歳未満
名	名	名	名	名	名
16~17歳未満	17~18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月~1歳未満	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児
名	名	名	名	名	名
5歳児	6歳児	合 計			
16 名	名	73 名			

○障がいの状況

- ・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合 計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

- ・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

- ・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合 計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間 :)

【職員の状況に関する事項】（令和2年 4月 1日現在にてご記入ください）

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員	副園長	
常勤	17名	1名	名	1名	名
非常勤	10名	名	名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	13名	名	名
非常勤	名	名	8名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	1名	名	名
非常勤	名	名	2名	名	名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	21名 (8名)
	名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は()に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積			m ²
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和 年		
(4) 改築年	平成 年		

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	465.93	m ²
(2) 園庭面積	711.39	m ²
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい
(4) 建築年	昭和 57 年	
(5) 改築年	平成 16 年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別（該当にチェック）	<input type="checkbox"/> 大舍制	<input type="checkbox"/> 中舍制	<input type="checkbox"/> 小舍制
(2) 建物面積			m ²
(3) 敷地面積			m ²
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和 年		
(6) 改築年	平成 年		

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・令和 1年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

0人

・ボランティアの業務

【実習生の受け入れ】

令和 1年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____人

介護福祉士 _____人

その他 44人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

年二回の保育懇談を通して保護者からお子様に対する要望や園に対するご意見要望などを聞いています。また、父母の会主催による茶話会では保護者同士の話の中に職員も同席し、忌憚のないご意見を拝聴している。保育参観日には給食の試食も行い、感想を聞いたりしている。給食に対するアンケートを行い、給食に対する質問や改善してほしい点、こども園に対する要望など、保護者からのご意見を頂いている。また、給食やおやつのレシピを配布している。三歳未満児の保護者を対象に連絡ノートを利用し、子どものことや園に対する要望・意見などを伺っている。毎日の送迎時にも保護者と色々な話をしている中でこども園への要望などを聞いています。

【その他特記事項】

評価細目の第三者評価結果（保育所）

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	理念を明文化してホームページに掲載している。保護者には、入園時に重要事項説明書等によって説明している。職員には、職員室の見やすい場所に理念を掲げて周知している。今後は、園へのより深い理解が得られるように、理念に基づいた基本方針を簡潔明瞭に整理し、保護者や職員により積極的に周知する機会を多く設ける等の取組が期待される。

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	子ども園を巡る社会事業全体状況や旭川市の状況が「公益社団法人旭川民間保育所相互育成会」の定期的な会議に出席する等して把握している。さらに、法人が月1回開催する園長・副園長会議において情報が共有されている。子ども園を取り巻く環境や経営状況の把握はなされており、今後は分析への取組体制が整備されることが期待される。
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	法人の経営課題として、施設老朽化と人材の確保が喫緊の課題として役員会において明確にされ、施設整備は現在地で工事が進行中である。経営上の課題解決には、組織的な取組が肝要であり、職員の参画を推し進める仕組みの構築が期待される。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	3年を目指とした「旭川おおぞら認定こども園中期事業計画」と、それに伴う資金収支計画が策定されており、実施可能な具体的な内容になっている。今後は、計画の進捗状況や成果等を評価したり、必要に応じて見直しを図ることが出来る体制の検討・整備が期待される。
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	単年度の「旭川おおぞら認定こども園事業計画」が策定されている。具体的で実施可能な内容で、単なる行事計画になってはいない。中期事業計画との連携をより強く念頭に置くとともに、計画の実施状況が評価出来るように、目標を数値化する等の検討が期待される。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c	「園務と職務分掌」園長職務に「②事業計画の作成」が明示され実施されている。年度末に職員が参加する園評価話し合いにおいて丁寧な議論とまとめがなされていることから、今後は、事業計画の策定にも職員が参画できる体制の構築と事業計画の内容周知の方法、評価と見直しを組織的に行うことができる体制やマニュアルの整備等が期待される。

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	教育・保育の内容や行事について、ホームページや園だより等で保護者等に周知されている。保護者等の理解を更に深めていくことは大切であり、事業計画の内容を簡潔に整理して示し、茶話会等も活用して周知の機会を多くする等の取組が期待される。
---	-------------------------------------	---	--

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	園評価を実施し、年度末に話し合いの機会を設けて振り返りをしている。また、「認定こども園の教育・保育自己評価」も実施している。今後は、より組織的な体制を構築するためにマニュアルを整備し、PDCAサイクルを強く意識した取組が期待される。第三者評価は初受審である。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	全職員が参加しての園評価話し合い会議録には、評価から明らかになった課題とその具体的な改善策が示されている。これらの作業が組織的に機能して、単年度事業計画の重点目標に反映させるなどの方策を具体的に検討することが期待される。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	「園務と職務分掌」に園長の役割を明示している。職員会議録において園長の発言が明記されているが、園長自らの意見を表明する場を職員会議のみならず、園使役等の活用も積極的に考えることが期待される。また、有事における権限委任等を明文化して、管理者の責任を明確にする対応が期待される。
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	園長が、遵守すべき法令等の学びのために、保育施設長セミナーや本部研修に参加していることが復命書や事業報告で確認できる。コンプライアンスは極めて重要な喫緊の課題であり、職員に必要な情報を適切に、速やかに伝えていく取組が期待される。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b	園日誌や行動記録表、指導計画に常に目を通し、職員会議や給食会議、園児育成会議に出席し、直接的に園児に触れ合うなどして保育の現状の理解と課題の把握に努めている。今後はさらなる質の向上を目指して、職員の意見を反映する仕組み作りと職員が参加しやすい園内研修体制の強化が期待される。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b	法人本部が開催する園長・副園長会議に出席して人事・労務・財務等を踏まえた現状分析に取り組んでいる。園内に業務改善リーダーを任命して、改善への具体的な取組がなされている。改善には時間を使い年度をまたぐ事柄もあり、中期事業計画と単年度計画に具体的に示して見える化し、段階的に取り組んでいくための仕組み作りが期待される。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	人材確保のために専門学校や短期大学を訪問するほか幼×保子★らぼミーティング（教育・保育の進学・就職説明会）に参加している。保育士の定着率が高い現状にあるが、福祉人材の確保や育成に関する基本の方針を明確にして短期・長期的に取り組む計画の策定が期待される。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	働く姿勢を具体的に示した小冊子「旭川養成会で働く皆様へ」を職員に配布している。11月に園長が全職員に個別面談を実施し、仕事に対する意向等を聴取している。キャリアパス職制別対応表は明示されている。改築に伴う人員増を控え、理念・基本方針にもとづいた小冊子を改変した期待する職員像等の策定や実施されている個人面談を発展的に人事考課の構築に捉え直す等の取組が期待される。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	有給休暇の取得率が高く、40歳以上の人間ドック補助、ハラスマント窓口を設置する等の働く環境整備への前向きな姿勢が窺える。園長による個人面談や前後期に行われている自己評価を管理層による組織的で総合的な取組とし、管理層と職員の双方性をもとに職場状況を把握し、さらに良い職場づくりに取組める仕組みの整備が期待される。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	園長による個人面談や前後期に実施されている自己評価によって、職務に対する振り返りがなされている。簡潔明瞭な「期待する職員像」にもとづいた職員個々の目標の設定と管理を行うために、現行の個人面談と自己評価等に職員個々の育成という視点を取り入れた仕組みを再構築する方策の検討が期待される。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	中期事業計画・事業計画のそれぞれに研修計画が示されている。事業報告から法人本部による研修や外部研修派遣への実績が窺える。必要とされる職員のより高い質の向上を目指して、教育・研修の基本方針を明示し、派遣研修に依存しすぎない、内部研修の充実を含めた計画の策定が期待される。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	常勤職員個々の外部研修への派遣状況が把握され、受講したい研修を希望することも可能になっている。非常勤職員を抱えざるを得ない現況にあって、職員全体の高い質を維持するために、全職員を対象にした教育・研修は必須であり、学びの場の確保と参加に配慮した更なる仕組みづくりが期待される。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関する専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	「実習生の受け入れについて」において、実習受け入れの基本的な考え方や担当職が明示されている。保育士のみならず看護師や栄養士の実習を受け入れている。保育士を対象にしているマニュアルを現在の実習受け入れ状況に沿うように改変するとともに、学校側と連携しながら、それぞれの専門性に配慮したプログラムを用意する取組が期待される。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	ホームページに法人理念、財務諸表、監査報告書が公開されている。また、法人内の個々のこども園の生活や行事が具体的に説明されている。更なる透明性の確保を目指して、簡略化した事業計画と事業報告や受け付けた苦情・相談の対応状況、第三者評価結果とその対応状況を公開する取組が期待される。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	事務や経理のルールが経理規定、事務分担表や「園務と職務分掌」で明確にされている。外部の税理士事務所と契約を結んで相談し、指導・助言を受けながら、必要な改善に取り組んでいる。定期的に法人監事による内部監査を受けている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	地域との関わりについての考え方を中期事業計画と事業計画に明文化している。園の「おおぞらまつり」には近隣の子どもたち、「お遊戯会」には近隣の高齢者を招いて交流が図られている。地域交流の重要性に鑑みて、交流する対象や機会、あり方の質をさらに高める取組が期待される。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティア・職業体験マニュアルとボランティア・職業体験の心得が策定されている。當ては、学校教育との連携があったが現在は行われていない。新型コロナウィルス感染症の現況下にあって、ボランティア等の受入については慎重な対応が求められ、現在は受入れは行っていない。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	c	地域の中で園が自己完結的に子どもに質の高い、より良い支援を全うすることが困難になりつつある。周辺地域の必要な社会資源を明らかにし、関係機関との連携を図り、虐待等の複雑で困難な課題解決に向けた体制の整備が期待される。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b	中期事業計画に地域の子育て家庭支援を明示し、遊びプログラムを用意した「園開放～ひまわり～」や市と事業協定し家庭支援を行う「すまいるマミイ」事業に取り組んでいる。園が有している専門的知見は地域にとって有用性が高く、単独では困難でも他機関と連携して、更なる事業展開が期待される。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	こども園を利用する保護者との懇談の場や「園開放～ひまわり～」事業を利用する保護者の声に耳を傾けて地域状況を把握するように努めている。把握された福祉ニーズを整理し、新たな事業・活動に取り組むために法人としての議論に積極的に参画していくことが期待される。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	子どもの最善の利益を第一とした園の教育・保育理念を基に、法人の「旭川養成会で働く皆様へ」冊子の職員配布や職員室内に理念の掲示、「全体的な計画」にも理念を明示している。全職員の共通理解へ向けた課題の取組を常に大切にし、園の理念にある「子どもの視点」に立つ配慮についても考える計画的な勉強会開催や保護者にも理解を図るさらなる取組等が期待される。
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	虐待防止対応として、保護者と職員へ対応するマニュアルを整備している。職員は年二回の虐待防止自己評価の実施に取り組んでいる。園生活の営みのなかで経験知的にプライバシー保護に配慮したおむつ交換や着替え等の配慮が行われているが、今後は園の理念に明示している「子どもの視点」から検討し、プライバシー保護のマニュアルを整備することが期待される。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	ホームページで法人の教育・保育理念の明示や園の概要、行事予定や行事の子ども達の様子、園開放、園評価票等の情報発信を行っている。園の見学希望に対して、その都度の対応に取り組んでいる。コロナ禍での利用希望者に対し、保護者の視点を大事にしながら、園から積極的に伝えたい情報の内容や電子媒体や紙媒体等、提供の在り方についての検討が期待される。
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	入園時に保護者の理解を得やすいように「重要事項説明書」や「入園のしおり」等を活用して説明・同意に努めている。保育時間の変更や延長保育の利用等の変更時に口頭での説明やボードの掲示、書面での対応等を行っている。各説明について、特に配慮が必要な保護者への説明対応も含めて経験知的に同じ手順・内容で行われていることを園のルールとして確立する取組が期待される。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	転園等の変更の時は、経験知の手順を活かし担任保育士が主となり制作物等を渡しながら保育の継続性の配慮や相談等の声掛けを行っている。園の配慮が経験知をもとにした口頭説明が主となっているので、園の明確な手順として、引継ぎ文章や説明内容を記載した文書を渡す配慮等について組織的に再検討に取り組むことが期待される。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	園の日常生活のなかで、子どもの発達や個人差を理解し心身の状態の把握から子どもの満足等の把握に努めている。コロナ禍対応策として年2回の保護者懇談の仕組みを年長児に絞って対応し保護者の要望等を確認している。個別懇談時や食に関するアンケートを行う仕組みもあるので、コロナ禍の状況の見通しに対応しながら、利用者満足に関する調査方法や担当者及び検討会議の設置等、組織的な仕組みの検討が期待される。

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	苦情解決の体制を整備し、入園時に保護者に対して苦情解決の窓口等の説明及び資料の配布を行っている。保護者との会話から苦情の申し出に至る前の要望への対応にも努めているが、苦情解決の仕組みが教育・保育に関する改善課題を探るために有効な手段として機能するために、保護者等が苦情を申し出しありやすい工夫から公表までが機能する仕組みとして再検討することが期待される。
35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	日常の送迎時に子どもの様子を保護者に伝えて相談しやすい環境づくりに努めている。相談専用スペースがないので空き教室等の確保から保護者のプライバシー保護に配慮した環境設定に努めている。相談や意見に対して、日常的に接する職員以外の相談窓口、アンケートや意見箱等、複数の方法や相談相手を自由に選択できる仕組みの検討から整備に取り組み、保護者へ説明文書の配布や掲示等で周知することが期待される。
36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	園や子育てに対する保護者からの意見や相談等を傾聴することに努め、長年の園の経験を生かし職員間で話し合いながら迅速な対応に努めている。「要望・意見受付記録簿」様式を作成しているので、苦情以外の相談や意見を受けた際の記録・報告・検討・対応から公表の方法等の対応についてマニュアルの整備に取り組むことが期待される。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	ヒヤリハットは多数の報告があり、職員へ回覧周知・押印する仕組みがある。安全対策リーダーが職員会議で集約の報告を行い、法人研修会でヒヤリハット事例リスト等の報告を行い安全対策の理解に努めている。多数纏められている報告書を基に、職員が参画する委員会等を設置し、要因分析から改善策等の検討や安全確保の実効性について定期的に振り返り、リスクマネジメントがボトムアップ的に機能する仕組みの充実が期待される。
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	感染症の防止・予防対策として、登園・降園時の玄関スペースのゾーニングや毎日「おもちゃ除菌・消臭庫」も利用しながら消毒・殺菌等に努めている。新型コロナウイルス感染防止対策への職員の協力体制確立の課題を意識して、マニュアルの見直しや日々の情報収集に取り組んでいるので、計画的なOJTによる感染症の予防や安全確保に関する取組が期待される。
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	年度ごとに防災計画を立てて、職員行動基準として勤務時間外の自動参集や早朝の行政発表に応じた対応が決められている。災害時対応への積極的な取組として、食料や備品等の備蓄リストの作成、教育・保育上の視点からのより実効性の高い避難訓練計画の策定及び実施とともに保護者への連絡体制整備等に取り組むことが期待される。

III-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b	「職員マニュアル」として標準的な実施方法を職員室に備え、職員へも配布している。標準的な実施方法は基本的な教育・保育に関するものだけでなく、園の理念に結びついた子どもの尊重や子ども・保護者へのプライバシーの配慮等を含め、入園から園の利用終了後までの園生活における業務手順等、教育・保育全般を定めて職員周知に取り組み、園らしさの標準化を確立することが期待される。
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	年度末に標準的な実施方法を全体的に見直し、次年度の変更・確認点の資料を職員へ配布し周知・報告を行っている。その都度変更の検討を行っているが、検証や見直しに関する時期や方法を年間計画に定めて、職員参画のもとに園の理念「子ども視点」から組織的・定期的に検証・見直しに取り組み、職員や保護者等からの意見や提案も反映する仕組みを構築して職員の共通意識を高めることが期待される。
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b	長年の試行錯誤からアセスメント手法の確立を行い、年齢に応じた指導計画策定に努めている。指導計画策定は決裁的、3歳未満児や幼児教育・保育リーダーを経て主任保育士へ提出している。決裁的な指導計画策定の仕組みを一步進めて、アセスメント及び計画策定時の関係職員による協議・合議と必要に応じて園以外の関係者の参加や保護者の意向把握と同意も踏まえる等も考慮した手順を定めることが期待される。
43	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	年度ごとの教育及び保育の内容に関する全体的な計画の編成策定をもとに、長期指導案の年間指導計画及び短期指導案の各種指導計画の評価・見直しを行い、変更点の内容を職員に周知している。月案の一部手順等が定められているので全体的な計画から長期・短期指導案について、保護者の意向把握と同意も含めたPDCA視点からの園の手順を定めることが期待される。
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	「保育・書類に関して」を定めて職員へ配布し周知を図っている。発展な記録要領の作成へ向け職員参画を得て、入園から卒園等の園生活の期間、園の理念に沿って検討を行いながら標準的に実施している教育・保育の記録として、記録・評価・計画のつながりから子ども視点の理解が職員の共通軸となる適切な記録の在り方となるよう組織的な検討へ取り組むことが期待される。
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	記録管理は副園長の責任のもとに所定の場所で管理している。個人情報に関する基本方針・規定等を整備し職員へ周知している。個人情報の取扱いについて保護者へ説明を行い同意書を得ている。文章管理規定や運営規定等で保存年数の具体的な年数を定めているが廃棄に関して具体的な廃棄方法の明記が無いので、記録の管理や個人情報保護の観点の研修等も含めて情報の取り扱いや漏えい対策等の見直しに取り組むことが期待される。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 保育課程の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b	全体的な計画は教育・保育理念や教育・保育目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえつつ教育・保育のねらい及び内容が認定こども園生活の全体を通して総合的に展開されるよう編成している。今後の編成において、幅広く創意工夫の検討が行われるよう常勤以外の保育に関わる職員の参画も期待される。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b	屋外保育設備は園舎新築工事の為使用出来ず、近隣公園を活用し環境の補完に努めている。築40年であるが共用空間や各保育室、水回り設備は丁寧に掃除され清潔感がある。園全体の空調等は元より特に乳児保育室は調光や音に配慮している。乳児保育・プール開設などの保育充実により共用保育用具類の保管場所が一部ステージ上となっておりホール内は圧迫感があるが、新園舎移転後は保育用具類の収納場所や其々のゆったりとした空間が確保され、屋内外の設備の充実も図られる予定である。子どもは慣れ親しんだ環境から新しい環境での生活が始まり保育士も同様のスタートであることから、新たな環境での予知や想定に十分な配慮がなされることが期待される。
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b	子ども一人ひとりの要求を受け止め安心して気持ちを表現できるよう、時々に思いの代弁もしながら気持ちに寄り添う対応に努めている。愛着や信頼を育み子どもの心を豊かにする保育が実践されているが、集団と個別保育の同時場面でのせかす言葉や制止の言葉が課題に上がり職員会議でも話し合われている。個々の子どもの特性やペースを鑑みつつ、保育士ならではの置き換えの言葉も引用したり、保育士自身が子どもであつたらどのような言葉や語調で伝えられたいかなども話し合い、課題の克服に向けた取組が期待される。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b	子どもが自分でやろうとする気持ちや習慣・態度を育めるよう健康領域にねらいや内容を示している。排泄トレーニングは保護者と確認しながら進め、うがい・手洗い・持ち物収納などは使いやすい環境を整え子どもの発達の状況を見極めつつ自立や習慣化を援助している。挨拶なども自然とできるように保育の中で構成している。設定時間とのバランスにおいて時に指示的で急がせる言葉掛けがあり課題としている。幼児に人気のキャラクター人形を使い歯磨きを促す工夫も行っていることから、生活習慣の心地良さと楽しさを子どもが理解して身につける事ができるよう工夫した取組が期待される。

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	教育・保育活動のバランスが保たれたクラス別活動予定表を毎月策定している。定期的に1歳児～5歳児全員が集う活動を設定しており、誕生会では5歳児が紙芝居を披露したり、一貫した意図のもとに構成された3週に渡るリズム遊びや交通安全教室等も組み込まれ展開している。大きい子が率先して午睡の準備や後片付けをするなど生活や遊びを通して優しい気持ちが育まれている。調査時にはプール遊びで子どもたちが歓声を上げながら主体的に遊びを見つけ楽しむ様子が窺えた。園庭は使用できないが近隣中学校横の小道の散策や公園遊びを楽しむなど工夫して戸外に触れている。地域の方々と園児との交流は自粛中であるが感染症収束後は再開する予定である。縦割り教育・保育にあっては、子ども同士の活動を繋ぐ援助を行っているものの十分ではないとの認識の元、人数構成や活動のあり方の見直しに向けて検討を行っている。
A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	保育室はエアコンが完備され適宜カーテンで遮光調節するなど体温調節機能が未発達な乳児の身体の保護に努め、工夫された飾り付けは美しく穏やかな雰囲気である。個々にデイリー・プログラムを設定し、月齢に応じて1日を見通した保育を行い生活のリズムを整えている。ソフトな素材や音や動きのある物など種々の玩具が用意されており、絵本やわらべうた、指あそびなど児童文化財を活用した保育や赤ちゃん体操、散歩での外気浴、夏場はたらいでの沐浴も行い興味のある事・物に心地よく関わることができる環境を整えている。情緒の安定ではスキンシップや応答を大切にし愛着関係を形成している。保育士は保護者との連携を密にし成長発達を支えている。
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	1歳児・2歳児日々の保育室がある。1歳児クラスは歩行が出来るなどの月齢の高い0歳児が統合され0歳児が1歳児の姿を追う事が出来き、また1歳児は間近で0歳児を見ることから自分より小さい子の認識となり子ども同士の関係における育ちとなっている。遊びのリクエストに保育士が応じるなど欲求を受け止め信頼関係を築き安心感を持って生活できるよう養護の対応を丁寧に行っている。各年齢毎にまたは合同により設定教育・保育活動も様々に取り入れ豊かな育ちを支えている。未満時は保護者の希望があれば個別ノートの対応をしている。
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	3歳以上児の体操教室や4歳児・5歳児を対象とした英語教室は就学への接続教育の一環として、自信の獲得や知識・技能の基礎が培われている。担任が中心となり年間・月間指導計画のもとに毎日の活動が組み立てられている。年齢に応じた5領域と教育・保育とが連動するよう活動を計画し実施している。子ども同士の遊びの中でも、保育士は子どもの情動を受け止めつつ良い方へと導くなど丁寧な関わりを行っている。子ども個々に意見を出し合い協同し遊びを盛り上げる姿がある。
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	対象外
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	膝の上での折り紙や抱っこなどより多くのスキンシップを行い寂しくならないようにしている。個々の遊びの要求の受け入れや言葉のやり取りにも配慮している。手作りの補食は多彩であり子どもたちの楽しみとなっている。担当保育士から運営保育士への引き継ぎで内容の漏れがないようにしている。子どもにとっての長時間保育の最良な環境設定について、今後も職員間で話し合いながら保育する意向である。

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b	全体的な計画・年間指導計画・月間指導計画に小学校との連携や就学に関する事項を明示している。倫理的教育・保育はもとより、体操・プール・英語・数や文字に親しむ・手紙を書くなど、様々な教育・保育を実践している。児童保育要録は園長、担任が参画し作成している。例年、幼保小連携研修会参加や小学校行事に出向き見学する機会を設けているものの、コロナ禍により中止や自粛となっている。VTR映像の活用も検討するなど双方の協働の元にこれらを補完する取組が期待される。今後は小学校のみならず学童保育とも引き継ぎ等で連携が図れるよう関係機関への働きかけも期待される。
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b	子ども個々の健康状態に関し関係保育士間で状況等を確認し周知・共有している。子どもの体調悪化やけがなどについては保護者へ電話や口頭及びノートにて伝え適宜事後確認を行っている。入園時に保護者から健康状況を聴取し記録している。SIDSの予防では0歳児に呼吸確認センサーを導入し、他年齢児に関してもチェック時間を定めるなど必要な取組を行っている。年間保健計画を策定しているが、実際にに行っている健康管理についてのマニュアルがなく整備が期待される。また、保護者に対して健康に関する方針や啓発等が十分伝えられるよう保健便りの発行も期待される。
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b	年2回嘱託医による健康診断と年1回嘱託歯科医による歯科検診を実施している。結果は診断票、検査票に記し関係保育士間で共有し、保護者へ結果を伝え必要に応じ治療を促す等の対応を行っている。年1回の良い歯の教室では歯の模型を用いて歯磨きの大切さや磨き方を指導している。心身の健康教育は都度必要性を判断しつつ保育に結びつけ行っているものの保健計画との連動が十分ではないとの認識があるので、今後は年間保健計画の事項を月案へ反映し保育に生かす取組が期待される。
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	食物アレルギーを持つ児童の保護者へ保育施設等におけるアレルギー疾患生活管理指導表の作成から交付に至るフローを説明している。交付後は主治医診断書に則り対応している。保護者へ献立の事前確認、除去食献立表を配布している。記名トレーでの食事配膳や子ども同士でやり取りが発生しないよう適宜言葉でも伝え、未満児へは特に別テーブルで保育士が専任で対応し誤食防止をしている。栄養士が栄養士専門研修・キャリアアップ食育アレルギー研修を受講している。今後は食以外の動植物やハウスダストなど他のアレルギーや慢性疾患のある子どもへの対応指針の作成が期待される。
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	全体的な計画に食育推進を示し年齢別に食育年間指導計画を策定している。1歳児以上は年に2回の食活動評価であるが、0歳児は月齢に応じた食活動の指標を設け形成月齢を評価しつつ、保護者に家庭での食事状況調査を実施し離乳食の進め方と一緒に考えながら対応している。また家庭での食事傾向調査を実施して献立作成等に反映させ、毎月配布のメニュー表にはおやつのレシピや食に関する話題を掲載している。食育に係る絵本を読んだり給食やおやつ時に食にまつわる話をしたり、どうもろこしの皮剥きや菜園で収穫する機会を持つなど関心を深める工夫をしている。

A-①	a	大量調理衛生管理マニュアル、衛生管理チェックリストに則り衛生管理を実施している。異物混入防止では食材の開封方法を改善している。発育発達等を見極め未満時は特に食形態に配慮している。検食は保育士が行い温度加減や固さなどを吟味し、栄養士も子どもの食事の様子を見たり話をする機会がある。摂食量や嗜好については保育士と栄養士で共有されている。当市の献立を基本に既成調理品は使用せずに手作りで提供している。子どもたちに人気のメニューを盛り込んだり、季節の行事食や旬の食材、菜園での収穫物、毎食の果物、おやつなどもバラエティー豊かに提供している。
-----	---	--

A-2 子育て支援

第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携	<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p> <p>A-①</p> <p>b</p> <p>連絡帳は0歳児全員と希望の場合は2歳児まで対応している。玄関ホワイトボードに毎日の保育内容の掲示や毎月各クラス便りとスナップ写真を発信している。今年度は感染症拡大予防の観点により開催方法の変更や延期・中止となっているが、例年、保護者の参加を得たお楽しみ行事の他に年2回保育懇談会・保育参観日を設定し保護者と直接関わる機会を用意している。今後は育児相談記録について記録内容の明確な基準を定め記録の標準化に向けた取組が期待される。</p>
A-2-(2) 保護者等の支援	<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p> <p>A-①</p> <p>b</p> <p>保護者からの子育てに関する相談は登降園時や個別懇談会、また保護者と日時を随時調整し相談に応じており、内容によっては園長・主任・副主任の助言を得ながら適切な対応を検討し支援する体制である。相談と支援内容は育児相談記録に記し職員間で共有化を図っている。特に登降園時の対応は、保護者の不安や悩み、思いや意向等の把握や案件のフィードバックなど、様々な内容であり、保護者満足度にも関わるところである。ゆえに登降園に関わる全保育士が保護者との情報共有や伝達がスムーズに行われる手立てが重要であることから、児童個別の申し送り表を用いるなど保育士間での情報共有が確実となる仕組み作りの検討について期待される。</p>
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	<p>A-①</p> <p>b</p> <p>虐待対応マニュアルを整備しマニュアルに基づく職員研修を実施すると共に異常を感じた場合は職員間で情報共有し虐待予防チェックシートの活用を進めている。虐待ラインの見極めや対応が困難な事例については市の家庭児童相談室や児童相談所へ積極的に意見を仰ぎ助言を得るなどの連携強化を求めたい。また社会福祉法人としての使命の下に虐待等権利侵害の予防の啓発的取組についても期待される。</p>

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	b	年2回全職員が認定こども園の教育・保育自己評価を実施し保育サービスの評価を行っている。自己評価実施後の保育実践の振り返りについては、職員相互の話し合いや学び合いには至っていない現状であるが、今年度より副主任が分掌配置されており、スーパーバイズの強化に向け態勢を作り上げているところである。協働・援助を受けた中の省察と熟考は多元的視点で考える上でも重要なことから、個々の課題の目標達成に向けた具体的な取組が組織としても援助されることが期待される。